

安全・安心の医療・介護の実現と看護師等の夜勤改善・大幅増員に関する意見書

厚生労働省は「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」（５局長通知）や「医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため『医療分野の雇用の質』の向上のための取組について」（６局長通知）の中で、医療従事者の勤務環境の改善の取り組みを促進してきた。また、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項にかかわるワンストップの相談支援体制（医療勤務環境改善支援センター）を構築し、各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるために支援するよう求め、予算化している。

しかし、日本医療労働組合連合会が平成25年に実施した「看護職員の労働実態調査」（回答数 3 万 2, 372）では、「慢性疲労」（73.6%）、「仕事を辞めたいと思う」（75.2%）という看護師の実態や、医療の提供についても「十分な看護ができていない」（57.5%）、「ミス・ニアミスの経験がある」（85.4%）という事態に陥っており、これらの状況は平成22年に実施した前回の調査から改善されていないことが明らかになっている。

政府は、医療機能の再編によって医療提供体制を改善しようとしているが、勤務環境の改善なしに医療提供体制の改善はあり得ないものである。平成27年度には第8次看護職員需給見通しが策定されるが、単なる数値目標とするのではなく、看護師等の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要がある。安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医療従事者の勤務環境の改善を実効性のあるものにし、医療提供体制を充実していくことが求められている。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

- 1 看護師等の夜勤交替制労働者の労働時間を1日8時間、週32時間以内、勤務間隔12時間以上とし、労働環境を改善すること。
- 2 医師、看護師及び介護職員などを大幅にふやすこと。
- 3 患者及び利用者の自己負担を減らし、安全・安心の医療・介護を実現すること。
- 4 費用削減を目的とした病床削減は行わず、地域医療に必要な病床機能を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月19日

秋田県秋田市議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
総務大臣	高	市	早	苗	様
財務大臣	麻	生	太	郎	様
文部科学大臣	下	村	博	文	様
厚生労働大臣	塩	崎	恭	久	様
衆議院議長	様				
参議院議長	山	崎	正	昭	様